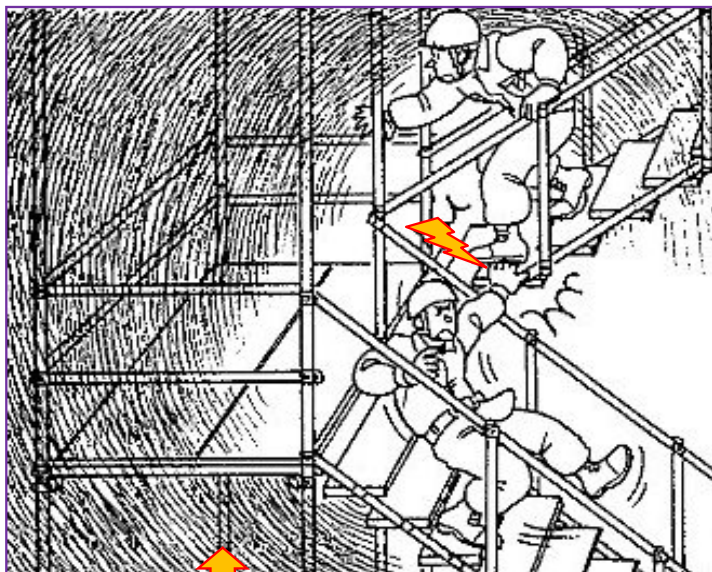


自分の手元(足元)は自分で照らせ

現場内、暗い通路は怪我のもと



↑ 通路が暗くて先に降りてる同僚の手を踏んだ

通路の照明確保は元請けの責任です、通路は明るく！

しかし、通路は明るくても自分の手元はどうですか？
夕暮れが早い時期、外は雨、あるいは鉛色の空の下
足場には養生シートでなおさら真っ暗、見えない危険

自分が作業する場所の明るさ確保は自分の責任です
投光器も不可欠ですが、それでも足りないときは↓



LEDヘッドライト



日没の早い季節、5時前には暗くなってしまうのに“あともうちょっとで終わるから”
と、照明器具を用意せずに作業を続けて、手元が見えずに怪我をした事例もあります
安衛則でも作業中の照度確保は義務付けられています(最低でも70ルクス必要です)
どんな状況であれ「暗くて見えませんでした」は怪我の理由にできません!!